

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

2020年12月16日

理事長 清野 智

訪日外客数（2020年11月推計値）

～ 11月：前年同月比97.7%減の56,700人～

- 2020年11月の訪日外客数は、56,700人（前年同月比97.7%減）となり、14か月連続で前年同月を下回ったものの、実数としては前月から増加した。
- COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の拡大により、日本における検疫強化、査証の無効化等の措置が引き続き取られていること、また、多くの国で引き続き海外渡航制限等の措置が取られていること等により、ビジットジャパン重点22市場の多くで訪日外客数が対前年同月比で99%を超える減少となっている。しかし、一部の国と日本の間で「ビジネストラック」や「レジデンストラック」の運用が開始され、さらに、10月1日以降は、一定条件下のビジネス等に限って、許可数は限定的ながら、全ての国・地域からの新規入国が可能となったこと、11月1日以降、日本政府により中国、ベトナム、韓国等11の国・地域に対する感染症危険情報がレベル2に引き下げられるなどの緩和措置がとられていることもあり、訪日外客数の実数は徐々に増加している。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、依然として世界的に旅行需要が停滞している状況にあるが、他方で我が国では入国規制の緩和が進められていることも踏まえて、感染症の推移とともに今後の市場動向を注視していく必要がある。

* 月別推計値と2003年以降の訪日外客数は、下記リンク「訪日外客数の動向」参照のこと。

https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html

「月別推計値 (Excel)」、「国籍/月別 訪日外客数 (2003年～2020年) (PDF・Excel)」

* 最新の市場動向トピックスは、下記リンク参照のこと。

https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/report.html

※11・12月のトピックスは2021年1月末頃に掲載予定。

* 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

【お問い合わせ先】

企画総室 調査・マーケティング統括グループ

TEL : 03-5369-6020 E-MAIL : data@jnto.go.jp

2020年 訪日外客数・出国日本人数

2020 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers

日本政府観光局(JNTO)
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2020年12月16日
16/Dec/2020

(単位:人 / Unit: Persons)

| | 訪日外客数 Visitor Arrivals | | | 出国日本人数 Japanese Overseas Travelers | | |
|-------------------|----------------------------|--------------------------|-------------------|---------------------------------------|-------------|----------------|
| | 2019 | 2020 | 伸率 Change % | 2019 | 2020 | 伸率 Change % |
| 1 Jan. | 2,689,339 (2,345,029) | 2,661,022 (2,287,755) | -1.1 (-2.4) | 1,452,157 | 1,380,762 | -4.9 |
| 2 Feb. | 2,604,322 (2,341,479) | 1,085,147 (898,976) | -58.3 (-61.6) | 1,534,792 | 1,316,820 | -14.2 |
| 3 Mar. | 2,760,136 (2,411,650) | 193,658 (119,645) | -93.0 (-95.0) | 1,929,915 | 272,697 | -85.9 |
| 4 Apr. | 2,926,685 (2,640,569) | 2,917 (776) | -99.9 (-100.0) | 1,666,546 | 3,915 | -99.8 |
| 5 May | 2,773,091 (2,455,865) | 1,663 (108) | -99.9 (-100.0) | 1,437,929 | 5,539 | -99.6 |
| 6 Jun. | 2,880,041 (2,614,533) | 2,565 (224) | -99.9 (-100.0) | 1,520,993 | 10,663 | -99.3 |
| 7 Jul. | 2,991,189 (2,713,329) | 3,782 (418) | -99.9 (-100.0) | 1,659,166 | 20,295 | -98.8 |
| 8 Aug. | 2,520,134 (2,206,746) | 8,658 (482) | -99.7 (-100.0) | 2,109,568 | 37,137 | -98.2 |
| 9 Sep. | 2,272,883 (1,913,105) | 13,684 (497) | -99.4 (-100.0) | 1,751,477 | 31,606 | -98.2 |
| 10 Oct. | 2,496,568 (2,177,382) | * 27,400 | * -98.9 | 1,663,474 | 31,049 | -98.1 |
| 11 Nov. | 2,441,274 (2,145,425) | * 56,700 | * -97.7 | 1,642,333 | * 30,700 | * -98.1 |
| 12 Dec. | 2,526,387 (2,292,029) | | | 1,712,319 | | |
| 1~11 Jan.-Nov. | 29,355,662 (25,965,112) | * 4,057,200 | * -86.2 | 18,368,350 | * 3,141,200 | * -82.9 |
| 1~12 Jan.-Dec. | 31,882,049 (28,257,141) | | | 20,080,669 | | |

◆注1: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2: 訪日外客数のうち、2020年の*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値、2019年の値は確定値である。

◆注3: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注4: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注5: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. The figures for Visitor Arrivals are definitive (2019) and provisional (2020), while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 3. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 4. The figures in () represent the number of tourists among the total.

2020年11月 訪日外客数（JNTO推計値）

Visitor Arrivals for Nov. 2020 (Preliminary figures by JNTO)

| 国・地域 | Country/Area | 総数 Total | | | 総数 Total | | |
|--------|----------------|--------------|--------------|-------|-----------------|-----------------|-------|
| | | 2019年 11月 | 2020年 11月 | 伸率(%) | 2019年 1月～11月 | 2020年 1月～11月 | 伸率(%) |
| 総数 | Grand Total | 2,441,274 | 56,700 | -97.7 | 29,355,662 | 4,057,200 | -86.2 |
| 韓国 | South Korea | 205,042 | 2,800 | -98.6 | 5,336,638 | 485,100 | -90.9 |
| 中国 | China | 750,951 | 18,100 | -97.6 | 8,884,160 | 1,050,800 | -88.2 |
| 台湾 | Taiwan | 392,102 | 1,200 | -99.7 | 4,542,333 | 693,600 | -84.7 |
| 香港 | Hong Kong | 199,702 | 500 | -99.7 | 2,041,150 | 345,800 | -83.1 |
| タイ | Thailand | 140,265 | 1,000 | -99.3 | 1,154,041 | 219,100 | -81.0 |
| シンガポール | Singapore | 65,295 | 200 | -99.7 | 391,876 | 55,200 | -85.9 |
| マレーシア | Malaysia | 64,987 | 400 | -99.4 | 423,342 | 76,200 | -82.0 |
| インドネシア | Indonesia | 37,213 | 3,400 | -90.9 | 353,576 | 74,400 | -79.0 |
| フィリピン | Philippines | 64,763 | 1,700 | -97.4 | 531,572 | 106,800 | -79.9 |
| ベトナム | Vietnam | 41,892 | 14,700 | -64.9 | 464,445 | 136,900 | -70.5 |
| インド | India | 14,863 | 1,000 | -93.3 | 164,157 | 25,300 | -84.6 |
| 豪州 | Australia | 48,327 | 300 | -99.4 | 549,118 | 143,400 | -73.9 |
| 米国 | U.S.A. | 148,993 | 1,100 | -99.3 | 1,579,363 | 217,900 | -86.2 |
| カナダ | Canada | 33,316 | 100 | -99.7 | 340,130 | 53,100 | -84.4 |
| メキシコ | Mexico | 6,494 | 60 | -99.1 | 65,246 | 9,480 | -85.5 |
| 英国 | United Kingdom | 37,709 | 300 | -99.2 | 396,529 | 50,700 | -87.2 |
| フランス | France | 24,290 | 500 | -97.9 | 316,072 | 42,600 | -86.5 |
| ドイツ | Germany | 19,525 | 300 | -98.5 | 222,905 | 29,500 | -86.8 |
| イタリア | Italy | 12,350 | 100 | -99.2 | 151,573 | 13,500 | -91.1 |
| ロシア | Russia | 13,142 | 700 | -94.7 | 111,210 | 21,900 | -80.3 |
| スペイン | Spain | 10,535 | 100 | -99.1 | 122,948 | 11,600 | -90.6 |
| 中東地域 | Middle East | 9,836 | 200 | -98.0 | 89,606 | 7,700 | -91.4 |
| その他 | Others | 99,682 | 7,940 | -92.0 | 1,123,672 | 186,620 | -83.4 |

◆注1：本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2：上記の2019年の数値は確定値、2020年の数値は推計値である。

◆注3：訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注4：中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注5：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国：152の国、地域(11月1日現在))

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. Above figures for 2019 are definitive, while figures for 2020 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 3. Visitor arrivals exclude permanent residents having Japan as their primary place of residence and include travelers entering Japan for the purpose of transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in Visitor Arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 4. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 5. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(152 countries or regions are subject to denial of landing as of November 1st).

地域別訪日旅行市場の概況

参考：日本政府は、2020年10月1日から、ビジネス上必要な人材等（順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格へも拡大）に限り、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可（防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留める。）している。なお、本対象であっても検疫強化、査証の効力停止等の措置は継続されている。）

1. アジア

①東アジア

● 韓国は、前年同月比 98.6%減の 2,800 人であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている。また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、10 月 8 日から「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」が運用されている。なお、韓国に対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受診対象指定が解除されている。
- ・ 韓国政府による海外旅行の中止、延期を国民に要請する特別旅行注意報が 12 月 17 日まで延長されている。自国民の日本からの入国については、入国後 3 日以内の PCR 検査の受検及び原則 14 日間の自宅又は施設での隔離等が義務づけられている。
- ・ 日本への直行便は、12 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

※ 「レジデンストラック」とは、入国後 14 日間の自宅待機は維持しつつ例外的に日本と相手国間の往来を認める仕組みで、主に駐在員の派遣・交代など、長期滞在用。「ビジネストラック」とは、「活動計画書」の提出等の条件の下、日本または相手国入国後の 14 日間の自宅待機期間中も行動範囲を限定した形でのビジネス活動を認める仕組みで主に短期出張者用。

● 中国は、前年同月比 97.6%減の 18,100 人であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている。また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、11 月 30 日から「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」が運用されている。なお、中国に対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受診対象指定が解除されている。
- ・ 4 月 21 日以降、中国政府外交部より海外旅行自粛の指示が出されていることから、観光客の渡航は実質的に不可能な状況が続いている。自国民の日本からの入国については、14 日

間の施設での隔離等が求められている。

・日本への直行便は、12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 台湾は、前年同月比 99.7%減の 1,200 人であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証免除措置の停止の対象となっている。また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、9 月 8 日から「レジデンストラック」が運用されている。なお、台湾に対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受診対象指定が解除されている。

・台湾における日本への渡航警戒レベルは不要不急の渡航自粛等が続いている。台湾人の日本からの入境については、14 日間の自宅または指定ホテル等での隔離が求められている。

・日本への直行便は、12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 香港は、前年同月比 99.7%減の 500 人であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、香港に対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受診対象指定が解除されている。

・香港政府による中国本土、マカオ、台湾を除く全ての国・地域への海外渡航の自粛が要請されている。香港市民の日本からの入境については、入境時に検査の受診及び 14 日間のホテルでの隔離等が求められている。

・日本への直行便は 12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

② **東南アジア**

● タイは、前年同月比 99.3%減の 1,000 人であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている。また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、7 月 29 日から「レジデンストラック」が運用されている。なお、タイに対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受診対象指定が解除されている。

・出国制限はないものの、タイ民間航空局が通常旅客便の運航を引き続き禁止しているため、出国は実質不可となっている。自国民の日本からの入国については、政府指定施設での 14 日間の隔離と入国後の PCR 検査受診等が義務付けられている。

・日本への直行便は、12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● シンガポールは、前年同月比 99.7%減の 200 人であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている。また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、9 月 18 日から「ビジネストラック」、9 月 30 日から「レジデンスストラック」が運用されている。なお、シンガポールに対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受診対象指定が解除されている。

・シンガポール政府から、一部の国を除き引き続き、海外旅行の延期勧告が出されている。自国民の日本からの入国については、11 月 22 日より、政府指定施設での 14 日間の隔離となっている。

・日本への直行便は、12 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● マレーシアは、前年同月比 99.4%減の 400 人であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、9 月 8 日から「レジデンスストラック」が運用されている。

・マレーシア政府から出された活動制限令により出国禁止が継続されている。自国民の日本からの入国については、政府指定施設での 14 日間の隔離と入国時、隔離終了前の PCR 検査受診が義務付けられている。

・日本への直行便は、12 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドネシアは、前年同月比 90.9%減の 3,400 人であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。

・インドネシア政府から出された日本に対する渡航延期勧告が継続している。自国民の日本からの入国については、14 日間の隔離と PCR 検査の陰性証明の提出または PCR 検査受診が義務付けられている。

・日本への直行便は、12 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フィリピンは、前年同月比 97.4%減の 1,700 人であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・ 10月21日より、フィリピン人の自由な海外渡航が許可されたが、自国民の日本からの入国については、14日間の隔離と入国時のPCR検査の受診が義務付けられている。

- ・ 日本への直行便は、12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

- ベトナムは、前年同月比 64.9%減の 14,700 人であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている。また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、7月29日から「レジデンストラック」、11月1日から「ビジネストラック」が運用されている。なお、ベトナムに対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、11月1日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受診対象指定が解除されている。

- ・ 自国民の日本からの入国については、陰性証明の提出及び隔離が義務付けられている。

- ・ 日本への直行便は 12 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

- インドは、前年同月比 93.3%減の 1,000 人であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・ インド政府から発令された海外渡航中止勧告が継続している。自国民の日本からの入国については、PCR 検査の陰性証明を相手国出国前 72 時間以内に取得すれば停留措置は免除され、14 日間のセルフモニタリングの実施のみとなる。

- ・ 日本への直行便は、12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

2. 豪州、北米

- 豪州は、前年同月比 99.4%減の 300 人であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証免除措置停止の対象となっている。なお、豪州に対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、11月1日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受診対象指定が解除されている。

- ・ 豪州政府による海外渡航禁止が継続している。自国民の日本からの入国については、指定された施設における 14 日間の隔離が義務付けられている。

- ・ 日本への直行便は、12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

- 米国は、前年同月比 99.3%減の 1,100 人であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR

検査受診等の対象となっている。

・米国政府により、日本への渡航はレベル3の「渡航の再検討」とされている。自国民の日本からの入国については、渡航先出発1~3日前の検査の受診が推奨されるとともに、帰国後、3~5日後の検査の受診又は10日間の自宅等で待機が求められている。

・日本への直行便は、12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● カナダは、前年同月比99.7%減の100人であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受診等の対象となっている。

・カナダ政府による外国への不要不急の渡航制限が継続している。自国民の日本からの入国については、14日間の隔離が義務付けられている。

・日本への直行便は、12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● メキシコは、前年同月比99.1%減の60人であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。

・日本への直行便は、12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

3. 欧州

● 英国は、前年同月比99.2%減の300人であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。

・日本への直行便は、12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フランスは、前年同月比97.9%減の500人であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。

・10月30日にフランス政府が導入した全国的な外出制限は、11月28日にやや緩和されたものの、12月15日まで延長されている。

・日本への直行便は、12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

- ドイツは、前年同月比 98.5%減の 300 人であった。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離 PCR 検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。
 - ・ ドイツ政府により、日本に対しては必要不可欠でないすべての出張及び私的旅行の自粛が要請されている。
 - ・ 日本への直行便は、12 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- イタリアは、前年同月比 99.2%減の 100 人であった。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。
 - ・ 自国民の日本からの入国については、14 日間の隔離及び健康観察が義務付けられている。
 - ・ 日本への直行便は、12 月も引き続き運休となっている。
- ロシアは、前年同月比 94.7%減の 700 人であった。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。
 - ・ 自国民の日本からの入国については、帰国前 3 日以内に指定されたポータルサイトへの PCR 検査の陰性結果を登録した場合を除き、14 日間の隔離が義務付けられている。
 - ・ 日本への直行便は、12 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- スペインは、前年同月比 99.1%減の 100 人であった。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。
 - ・ 日本への直行便は、12 月も引き続き運休となっている。

4. 中東地域

- 中東地域は、前年同月比 98.0%減の 200 人であった。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、中東地域各国も、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。
 - ・ アラブ首長国連邦、トルコ及びイスラエルを除く中東地域各国で国外へ渡航が引き続き規

制されている。イスラエル、ドバイ、トルコを除き、中東地域各国で、自国民の日本からの入国については、一定期間の隔離、PCR 検査受診、指定アプリのダウンロード等、入国後の行動制限が設けられている。

- ・日本への直行便は、12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

(2020年12月9日現在)